

●対象経費 (活動の実施に要する費用)

助成金の支払手続き
地球環境基金では、原則「精算払い」となります。ただし、平成29年度から継続して助成を受けている団体は一部概算払いの対象となります。

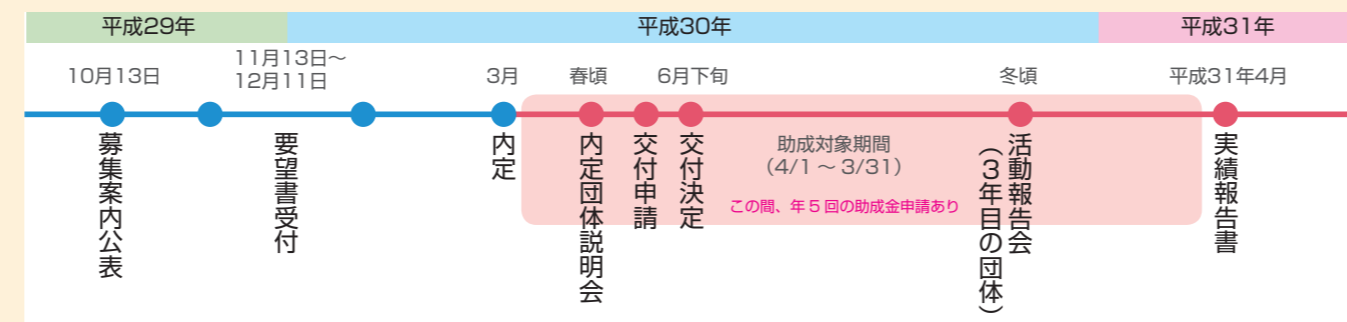
| 区分 | 経費 | 上限 | ポイント |
|-----------|--|-------------------------------------|---|
| ①賃金 | アルバイト賃金 ※常勤で有給の従業員へのアルバイト賃金は助成対象外 | | 賃金 ○公開シンポジウム等における非常勤役員の講師謝金、助成金に関する会計担当の非常勤のアルバイト賃金、報告書作成に伴う原稿執筆謝金 etc ×団体内部における勉強会や定例会議での講師謝金、団体運営に係るアルバイト賃金 etc |
| | 非常勤スタッフのアルバイト賃金 | 時給：1,000円/時間、年間上限額：要望金額により異なる | |
| | 口案件代理人のアルバイト賃金 | 時給：1,500円/時間 年間上限額：30万円以内) | |
| | 若手プロジェクトリーダー活動推進費 | | |
| ②謝金 | 謝金 ※当該団体の有給の従業員への謝金は助成対象外 | | ○航空機、鉄道、バス等の活動に必要な交通費、宿泊費（飲食代等は除く）、ビザやパスポートの発給費 etc ×グリーン料金、エコノミークラスよりも上位クラスの航空座席運賃 etc |
| | 講師・専門家等への謝金 | 上限：20,000円/日 | |
| | 原稿執筆謝金 | 上限：2,400円/1ページ (400字詰め原稿用紙) | |
| ③旅費 | 交通費：航空運賃（エコノミークラス）、鉄道・バス・船舶等の運賃、空港使用料等 | | ○航空機、鉄道、バス等の活動に必要な交通費、宿泊費（飲食代等は除く）、ビザやパスポートの発給費 etc ×グリーン料金、エコノミークラスよりも上位クラスの航空座席運賃 etc |
| | 宿泊費（食費・日当・手当は対象外） | 国内：8,700円又は7,800円 海外：11,600～19,300円 | |
| ④物品・資材購入費 | 機材購入費・資材購入費・書籍購入費 | (④の合計は要望総額の50%以内) | ○自団体では実施困難な業務に係る委託費 etc ×平成30年度に使用又は配布しない報告書等の制作や印刷費 etc |
| | 借損料 | | |
| | 会場費（飲食に係る経費は対象外） | 国内：200,000円 海外：50,000円 | |
| | 機材借料 | | |
| | 役務費 | | |
| | 通訳料 | 同時通訳：80,000円/人日 逐次通訳：45,500円/人日 | |
| | 翻訳料 | 日本語訳：5,000円/頁 その他語訳：8,000円/頁 | |
| | 印刷費 | | |
| | 車両：ガソリン代、車両借料、駐車代 | | |
| | 外部委託費（要望金額の50%以内） | | |
| | 調査等業務委託費 | | |
| | 建築物の工事費 | | |
| 設備等の設置費 | | | |
| ⑤借損料・役務費 | | | |
| ⑥事務管理費 | 管理費（事務用品費・通信費・郵送費・振込手数料） | (①～⑤の合計額の10%以内) | ○地球環境基金への申請書等の郵送料 etc |

(※) 非常勤スタッフのアルバイト賃金について
アルバイト賃金の年間累計額上限は、要望金額が400万円以下の場合合計96万円、400万円を超え800万円未満の場合は合計144万円、800万円以上の場合192万円となり、いずれの場合もアルバイト1人あたりの年間累計額上限は96万円となります。

(※) 常勤・非常勤の定義について
常勤：要望団体と雇用関係にあり、週4日ないし月15日以上の出勤で、週32時間以上勤務している者。非常勤：上記の定義にあたらぬ者。

| 助成金要望金額 | アルバイト年間累計額上限 |
|-------------------|--------------|
| 400万円以下 | 96万円 |
| 400万円超 800万円未満 | 144万円 |
| 800万円以上 | 192万円 |

●年間スケジュール



●提出書類 ※詳細は「平成30年度地球環境基金助成金募集案内」をご確認ください。

(1) 助成金交付要望書

(2) 添付資料

(継続2年目・3年目の団体は、③・⑤を除き前年度提出物と変更がない場合は提出不要です)

- ①「団体の定款・寄付行為又はこれに相当する規約」
- ②「理事会、役員会等団体の意思決定をする機関の構成員名簿」
- ③「過去3年間の団体の収支」(平成27年度・平成28年度決算、平成29年度予算)
- ④「その他活動実績、活動概要を示す資料」
- ⑤「要望受付確認用官製はがき」
- ⑥ 海外団体の場合、「事務委任書」及び「代理人の資格に関する書類※」

(3) 若手プロジェクトリーダー助成要望書 (要望する場合のみ)

(4) 交付要望時の提出書類のチェックリスト

●提出先

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部地球環境基金課

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 8階

TEL: 044-520-9505 FAX: 044-520-2192

要望書受付期間

平成29年11月13日(月)～平成29年12月11日(月)(必着)

- ・原則郵送でご提出ください。やむを得ず持参する場合は、締切日の午後6時までにご提出ください。
- ・メール、USB等電子ファイルによる要望は受け付けておりません。
- ・書類に不備がある場合、審査の対象とならない場合があります。

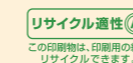
応募様式は以下のホームページよりダウンロードできます。

<http://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/download.html>

内定は3月の予定です。

●地球環境基金の採択ポイント

| | 高く評価するもの | 不採択になるもの |
|-------|--|---|
| 計画性 | ・アウトカム、アウトプットが明確で指標が設定されているもの ・現状や裏付けとなるデータがあるもの ・事前事後の振り返り、改善状況の記載があるもの | ・目的達成のための全体計画を有していない ・継続要望の場合、評価専門委員のアドバイスを考慮していない |
| 自立性 | ・助成終了後の活動の展開や制作物の活用方法が明確で、自立していく道筋があるもの | ・物品資材の購入ばかり ・持ち回りのイベント ・他団体への委託が多い |
| 連携・協働 | ・自分たちだけでなく、地域や企業、行政などと連携・協働し、巻き込み活動しようとするもの | ・自分たちだけの活動に固執し、課題解決のため住民に理解を求めたり、巻き込んで活動したりしないもの |



この印刷物は、印刷物の紙をリサイクルできます。



応募期間 平成29年11月13日(月)～平成29年12月11日(月)

助成対象期間 平成30年(2018年)4月1日～平成31年(2019年)3月31日
(助成メニューにより原則1年間から最大3年間まで)

環境保全活動を行う民間団体を支援します

平成30年度

地球環境基金 助成金募集のご案内



Japan Fund for Global Environment

地球環境基金とは

地球環境基金では、民間団体(NGO・NPO)が行う環境保全活動に対して毎年助成を行っています。助成の資金は、国からの出資と民間企業や一般の方々からの寄付金で基金を設け、その運用益と国からの運営費交付金で成り立っています。また、地球環境基金は、有識者による委員会の助言を得て運営されています。

地球環境基金 助成金説明会のご案内

| 場所 | 日時 | 会場 |
|---------|----------------------------|--------------------------------|
| 北海道旭川市 | 平成29年11月1日(水) 18:30～20:30 | 旭川市市民活動交流センター CoCoDe 会議・研修室 |
| 山形県山形市 | 平成29年11月7日(火) 18:00～20:00 | 山形市男女共同参画センター(ファースト)5階 |
| 栃木県宇都宮市 | 平成29年11月4日(土) 10:30～12:00 | 栃木県立宇都宮産業展示館 マロニエプラザ大会議室(2F) |
| 東京都渋谷区 | 平成29年11月1日(水) 14:00～16:30 | 東京ウィメンズプラザ視聴覚室 地下1F |
| 愛知県名古屋 | 平成29年10月14日(土) 17:00～19:30 | 愛知県産業労働センター ウィンクあいち 1202 中会議室A |
| 京都府京都市 | 平成29年10月31日(火) 18:45～20:45 | キャンパスプラザ京都 4F 第4会議室 |
| 広島県広島市 | 平成29年11月11日(土) 13:30～16:00 | 広島県民文化センター 6階会議室 |
| 香川県高松市 | 平成29年11月2日(木) 18:00～20:00 | 高松第一生命ビル 新館3F 四国EPO内 |
| 宮崎県宮崎市 | 平成29年11月8日(水) 18:30～20:30 | 宮崎県宮崎グリーンズフィア壱番館(KITEN)3F |



独立行政法人 環境再生保全機構



地球環境基金部

●地球環境基金 助成金概要 ※詳細は助成金募集案内をご確認ください。

●対象となる団体

- 特定非営利活動法人
- 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- 任意団体（ただし次の条件を全て満たす団体に限る）

- 定款、寄付行為に準ずる規約を有している。
- 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。
- 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。
- 活動の本拠としての事務所を有すること。
- 活動の実績等から見て、要望に係る活動を確実に実施することができると認められること。



●対象地域

日本国内（ハ案件）
開発途上地域（イ・ロ案件）

*開発途上地域の定義はDAC による援助受取国・地域リストに明記されている地域とします。

*イ・ロ・ハ案件は右ページ下活動区分を参照してください。

●対象となる活動分野

環境保全に関する幅広い分野を対象

- 自然保護・保全・復元
- 森林保全・緑化
- 砂漠化防止
- 環境保全型農業等
- 地球温暖化防止
- 循環型社会形成
- 大気・水・土壌環境保全
- 総合環境教育
- 総合環境保全
- その他の環境保全活動

※活動分野は審査の過程で変更する場合があります。

最も比重の大きい
どれか1つを選択

●活動形態

- 実践活動
- 知識の提供・普及啓発
- 調査研究
- 国際会議

どれか1つを選択

●対象期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日の活動

原則1年間～最大3年間まで。

●助成金額

50万円～1200万円（1年間）

助成金額は、助成メニューにより異なります。

●活動区分 どれか1つを選択

| | イ案件 | ロ案件 | ハ案件 |
|------|--------|--------|------|
| 団体 | 日本国内 | 海外 | 日本国内 |
| 活動地域 | 開発途上地域 | 開発途上地域 | 日本国内 |

地球環境基金では、資金の支援だけでなく、活動に対する助言や指導のほか、複数年度に渡る活動を行う団体に、伴走型の支援（評価）を行っています。

| | 新規1年目 | 継続2年目 | 継続3年目 | 終了翌年 |
|----|--------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|
| | 事前目標共有 | 中間コンサルテーション | 書面評価 | 実地評価 |
| 時期 | 年1回（春頃） | 年1回（夏～秋頃） | 活動終了翌年度（5月頃） | 7月～1月の間 |
| 場所 | 川崎（環境再生保全機構） | 川崎（環境再生保全機構） | — | 団体活動地 |
| 対象 | 全団体 | 平成29年度から継続して助成を受け、平成30年度継続2年目の団体 | 平成30年度に継続助成3年目として助成を受ける団体 | 平成29年度で活動終了した団体から抽出した団体のみ（6団体程度） |
| 内容 | 活動1年目の団体を対象に、3年間のプロジェクト目標の事前共有 | 平成29年4月～平成30年までの活動進捗及び今後の活動に関するヒアリング | 平成28年度から平成30年度までの申請書・報告書に基づく書面評価 | 平成27年4月～平成30年3月に助成を受けた活動の成果視察およびヒアリング |

※助成期間中の評価に関する旅費等の経費は、助成金の対象となります。

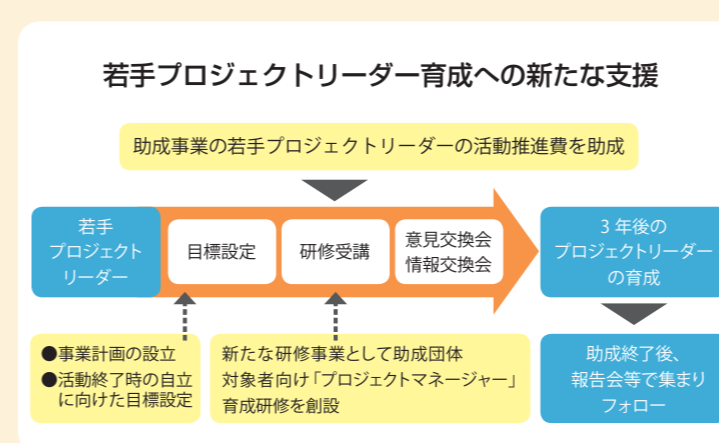
●助成メニューの紹介

| | はじめる助成 | つづける助成 | ひろげる助成 | フロントランナー助成 | プラットフォーム助成 | 復興支援助成 | 特別助成 | 地球環境基金 企業協働プロジェクト |
|--------|---|--|---|---|--|---|--|--|
| 目的 | 地域活動の種を育て、地域に根付いた活動を中心に、地域からのポトムアップでの充実を目指す支援制度 | 地域に根ざすことなどを目指して始めた活動が、継続し、持続的な活動へと定着することを支援する制度 | 課題解決能力等に磨きをかけて、より効果的な活動の展開を実現し団体組織のステップアップを目指すための支援制度 | 日本の環境NGO・NPOが中心となり、市民社会に新たなモデルや制度を生み出すための支援制度 | 日本の環境NGO・NPOが他のNGO・NPOなどと横断的に協働・連携し特定の環境課題解決のために大きな役割を果たすことを目指す支援制度 | 東日本大震災及び熊本地震の被災地域における環境保全を通じて、これら地域の復興に貢献しようとする活動への支援制度 | 東京2020大会の開催に向け、環境面でのレガシー、市民参加による環境保全のムーブメントの創出を目指す支援制度 | LOVE BLUE助成（旧つり環境ビジョン助成） 詳しい内容は、募集案内（別冊）をご覧ください。 |
| 助成期間 | 1年間 （1団体1回限り） | 最大3年間 （1団体1回限り） | 最大3年間 （ひろげる助成を連続して6年間助成を受けた団体は、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。） | 原則3年間 （要望時に5年間の活動計画を提出の上、進捗状況及び第三者評価の結果によっては、最大5年間までの助成。フロントランナー助成を5年間受けた団体は、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。） | 最大3年間 （国際会議などターゲットとする年が明確な場合、その年まで延長を認めることがあります。その後は同一課題については当分の間採択しません。） | 最大3年間 | 原則1年間 | ①最大3年間（活動計画が3年間立案されている場合） ②原則1年間（但し、活動の発展性、進捗状況により最大3年間可能です。） |
| 助成対象活動 | ・環境保全に資する活動 ・地域に根ざした活動 | ・環境保全に資する活動 ・同種の環境保全活動を継続的に続けることを目指す活動 ・様々な主体と連携し、その後の発展を目指す活動 | ・環境保全に資する活動 ・団体にとって、新しい課題、分野、手法に取り組みようとする活動 | 新たな価値や制度を創造しようとする環境保全活動 | 様々な団体が連携・協働することで、環境課題解決のため連携基盤を確立し、取り組む環境保全活動 | 東日本大震災及び熊本地震の被災地域における環境保全を通じた復興に資する活動 | 大会キャンプ及び関連行事と連動した環境負荷の最小化、自然との共生、持続可能な社会づくり等に取り組む活動 | 清掃活動など、水辺の環境保全活動 |
| 助成対象団体 | ・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること ・団体設立から10年以下であること ・過去に地球環境基金の助成金を受けたことがないこと | ・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること ・直近3年間にはじめる助成（入門助成）を受けた団体または、過去に地球環境基金の助成を受けたことがない団体であること | ・助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること | ・主たる事務所を国内に日本国内に有していること ・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること | ・事務局となる団体は、主たる事務所を日本国内に有していること ・事務局となる団体は、助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること | ・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること | ・助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること | ①助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること ②助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること |
| 助成金額 | 50万円～300万円 （イ・ロ・ハ案件） | 50万円～300万円 （イ・ロ・ハ案件） | 200万円～800万円 （イ案件） 200万円～600万円 （ロ・ハ案件） | 600万円～1,200万円 （イ・ハ案件） | 200万円～800万円 （イ・ハ案件） | 100万円～500万円 （ハ案件） | 200万円～600万円 （ハ案件） | 継続分を含む寄附総額の範囲内（1年間あたり） ※平成30年度は総額1350万円（ハ案件） |
| 若手 | × | × | 対象 | 対象 | 対象 | 対象 | × | × |

●平成30年度実施事業(予定)

| | 内定団体説明会 | 活動報告会 |
|----|--|-----------------------------|
| | 毎年 | 継続3年目 |
| 時期 | 年1回（春頃） | 年1回（冬頃） |
| 場所 | 川崎（環境再生保全機構） | 東京都内 |
| 対象 | 全団体 | 平成30年度に継続助成3年目として助成を受ける団体 |
| 内容 | ・年間を通じ地球環境基金助成金に関する業務説明 ・1年目の事前目標共有 | ・助成活動の紹介 ・企業等との連携のきっかけ作り |

●若手プロジェクトリーダー 活動推進費について



平成26年度より、助成事業と振興事業の両輪で若手プロジェクトリーダーの育成支援プログラムに取組んでいます。複数年にわたる活動推進費（人件費）の助成により、対象者は集中して活動に取組み、研修で企画運営や資金調達等のノウハウを学びます。また、実習や意見交換会等を通じ、他団体などとのネットワーク構築も支援します。これら包括的な支援により、環境NGO・NPOの次世代を担うリーダーを育成します。

●地球環境基金企業協働プロジェクトについて

地球環境基金企業協働プロジェクトとは・・・

企業や団体、個人の方から直接助成に充てるための寄付金を原資としたプログラムです。地球環境基金の支援する活動の中で特定の活動に対して支援したいという寄付者の「想い」を反映させたプログラムとなっています。地球環境基金のビジョン・ミッションの範囲の中で、助成対象・分野・金額に独自性があります。選考などは、寄付者の「想い」を反映させて、事務局は他の助成金と同様に地球環境基金が行なっています。

平成30年度に実施4年目となるのが、「LOVE BLUE」助成です。「LOVE BLUE」助成は、一般社団法人日本釣用品工業会様より寄付された資金によるものです。清掃活動など、水辺の環境保全活動を支援するための助成金となっています。